選挙特報

新発田市選挙管理委員会
新発田市明るい選挙推進協議会
電話：22−3030（内線1821～1823）
令和8年11月2日発行

新発田市長選挙

投票日は 11月22日(日)

投票時間は　午前7時～午後8時
赤谷第3投票区は午前7時～午後4時

投票日に仕事、旅行等で投票できない方は期日前投票・不在者投票ができます。
※詳しくは、3面をご覧ください。

投票所入場券裏面が「期日前投票宣誓書」になっています

期日前投票の際に、ご自分の入場券を切り離し、裏面の宣誓書に必要事項を記入して持参いただくと、スムーズに受付ができます

▼期日前投票宣誓書の記入例

期日前投票宣誓書　当日投票される方は、記入不要です。

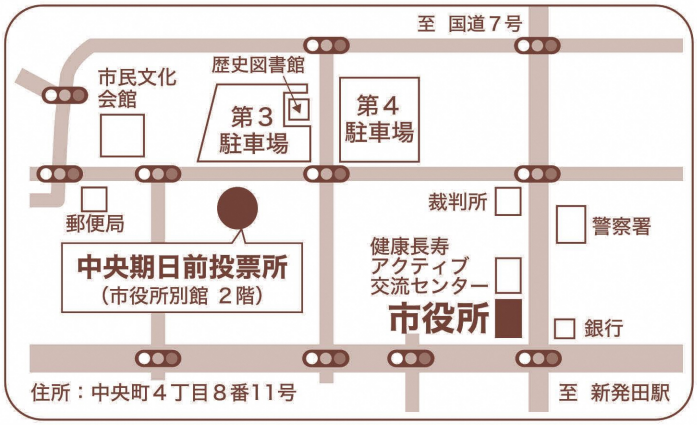
私は、選挙の当日、下記のいずれかの事由に該当する見込みであることを誓います。

新発田市選挙管理委員会委員長 様　　令和●年●月●日

氏　名	新発田　あやめ
生年月日	明・大・(昭)・平 35 年 5 月 3 日
現住所	新発田市　中央町4丁目8番11号
事　由	○仕事・学業・冠婚葬祭など　○旅行・外出など ○病気・けが・出産など　○他市区町村に住所移転 ○天災や悪天候



中央期日前投票所



●**別館1階の駐車場は、障がい者優先**とさせていただきます。健常者の利用は、ご遠慮ください。
※駐車場は、別館向かいの**「新発田市役所第3・第4駐車場」**をご利用ください。

イオンモール新発田2階に期日前投票所を開設します

●期間　11月17日(火)～11月21日(土)
●時間　午前10時～午後7時

新発田市長選挙の日程

今回の新発田市長選挙は、次の日程で行われます。

告示日　十一月十五日（日）
投票日　十一月二十二日（日）
投票時間　午前七時から午後八時まで
赤谷第二投票区は午前七時から午後四時まで

今回の選挙で投票できる人

今回の選挙で投票できる人は、次の条件を満たし、選挙人名簿に載っている人です。

① 新発田市に住所のある人で、十一月十四日現在、引き続き三か月以上当市に住んでいる人（他市区町村から転入してきた人は、今年の八月十四日までに転入届をした人）

なお、当市の選挙人名簿に登録されていても、**投票日前に他市区町村へ転出した人は、入場券が届いても投票はできません。**

② 投票日現在で年齢満十八歳以上の人（平成二十年十一月二十三日までに生まれた人）

市長選挙の投票は「〇のゴム印」を押す記号式です

市長選挙の投票は、投票用紙に候補者の氏名を自書するのではなく、記号式の投票で行います。

記号式投票では、投票用紙にあらかじめ候補者の氏名を印刷してあります。投票したい候補者（一人）の氏名の上の欄の「〇の記号の印をおす欄」に、投票記載所に配置してある「〇のゴム印」を押して投票します。

この場合、**鉛筆やボールペンなどで〇印を付けたものは無効になります**ので、十分注意してください。

もしも、押し間違えたり、鉛筆などで〇を付けてしまったときは、投票管理者にその旨を申し出て、新しい投票用紙と交換してください。

この記号式投票は、当日投票の十一月二十二日（日）のみとなります。**期日前投票、不在者投票、点字投票は、候補者の氏名を自書する「記名式投票」で行います。**

十月三十一日以降に市内転居の届出をされた人は投票所に注意

十月三十一日から選挙人名簿の移し替えを停止しますので、同日以降に転居の届出を行った人は、前住所地の投票所で投票することになります。

最近、住所を移動した人は、入場券で投票所をお確かめのうえ、お出かけください。

投票所入場券は十一月九日以降に郵送予定

投票所入場券は、十一月九日以降に郵送を予定しています。一時に大量郵送するため、地域によっては、配達されるまで三～四日程度を要する場合があります。あらかじめ、ご了承願います。

一通につき六人分までの投票所入場券が印刷されていますので、**お手数でも投票所入場券が破損しないようにミシン目に沿って開封し、個人ごとに切り離したうえ、それぞれ各自で投票所へお持ちください。**

投票所入場券の裏面が期日前投票宣誓書になっています。期日前投票の際は、ご自分の投票所入場券の裏面の宣誓書に必要事項を記入して持参するとスムーズに受付できます。

選挙権があると考えられるのに、投票所入場券が届かないときは、市選挙管理委員会へお問い合わせください。

あなたの声を一票に

新発田市選挙管理委員会
委員長　**三宮　直巳**

十一月十五日(日)告示、十一月二十二日(日)投開票の日程で新発田市長選挙が行われます。豊かな暮らし、住みよいまちづくりのため、選挙は一人ひとりがその意思を政治に反映させる最も大切な機会であり、新発田市にとって市民生活に直接つながる選挙となります。

令和四年の前回選挙は無投票となりましたが、前々回平成三十年十一月十八(日)に行われた新発田市長選挙の投票率は五十三・一二%と有権者のほぼ半数にとどまりました。

地域の行方を決める選挙の投票率が低下していることは全国的な課題となっておりますことから、新発田市選挙管理委員会としても、積極的に選挙啓発を実施いただいている「新発田市明るい選挙推進協議会」とともに投票環境の改善や投票率向上にむけた活動に努めております。

選挙管理委員会では、候補者の経歴、政見等を掲載した「選挙公報」を有権者に配布いたします。こちらも参考に自由な意思をもってあなたの声を一票に託していただければと思います。投票当日に仕事や旅行、冠婚葬祭などの理由で投票所に行けない方は、ぜひとも期日前投票をご活用下さい。

私たちの代表を選ぶ大事な選挙です。大切な権利を無駄にすることなく、ぜひとも投票いただきますようお願いいたします。

入場券を紛失した場合や、期日前投票を行う時点で入場券が届いていない場合でも、投票所で申し出ていただければ投票することができます。

期日前投票・不在者投票

投票日に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等の用事がある人は、期日前投票・不在者投票ができます。

期日前投票所は、市内に五か所設置しますので、左の表をよくご確認のうえ、お間違いのないようお願いします。

	期日前投票	不在者投票
投票できる人	・新発田市の選挙人名簿に登録されており、新発田市の期日前投票所で投票する人	・投票日には18歳を迎えるが、期日前投票を行おうとする日は17歳の人など ・名簿登録地以外の市区町村で投票する人
手続きなど	・宣誓書に必要事項を記入 ・直接、投票用紙を投票箱へ	・宣誓書に必要事項を記入 ・投票用紙の封入 ・封筒に署名
投票できる場所・期間・時間	**●中央期日前投票所（市役所別館２階）** 11月16日（月）から11月21日（土）の間、午前8時30分から午後8時まで	
	●豊浦支所・健康プラザしうんじ・加治川支所 11月17日(火)から11月21日(土)の間、午前8時３０分から午後7時まで	※各支所、イオンモール新発田では不在者投票はできません
	●イオンモール新発田（2階） 11月17日(火)から11月21日(土)までの間、午前10時から午後7時まで	

なお、各支所及びイオンモール新発田は期日前投票のみとなり、不在者投票はできませんのでご注意願います。

郵便等による不在者投票

身体に重度の障がいのある人及び介護保険法上の要介護５の人には、「郵便等による不在者投票」の制度があります。

左の表に該当する人は、**事前に「郵便等投票証明書」の交付を受けることにより、**自宅等で投票することができます。

郵便等による不在者投票の対象者		
交付手帳等種類	障がいの種類	級　等
身体障害者手帳	両下肢もしくは体幹の障がいもしくは移動機能の障がい	１級もしくは２級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうもしくは直腸もしくは小腸の障がい	１級もしくは３級
	免疫もしくは肝臓の障がい	１級～３級
戦傷病者手帳	両下肢もしくは体幹の障がい	特別項症～第２項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうもしくは直腸、小腸もしくは肝臓の障がい	特別項症～第３項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分が要介護５である人	

郵便等による不在者投票における代理記載制度の対象者（上記の郵便等による不在者投票の対象者で、かつ自筆で投票できない方）		
交付手帳等種類	障がいの種類	級　等
身体障害者手帳	上肢もしくは視覚の障がい	１級
戦傷病者手帳	上肢もしくは視覚の障がい	特別項症～第２項症

詳しくは、市選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

郵便投票を行う場合は、**投票日の四日前**までに郵便等投票証明書を提示し、投票用紙等の請求を行う必要があります。ご注意ください。

指定病院等での不在者投票

一定の基準を満たし、かつ新潟県選挙管理委員会が指定した病院・老人ホーム・身体障害者支援施設等に入院・入所している人は、その病院・施設で不在者投票をすることができます。

詳しいことは、それぞれの病院・施設の係員におたずねください。

選挙公報をご覧ください

市条例の定めるところにより、選挙公報を発行します。

立候補届出日に掲載文の申請がなされますが、候補者の経歴、政見などを原文のまま掲載します。候補者の掲載の順序は、くじで定めたものです。

選挙公報は、新聞に折り込んで十一月十九日に配布を予定しています。新聞未購読世帯には、新聞配達員から同時配布します。遅くとも投票日の二日前までには配布します。

また、新発田市のホームページからもご覧になれます。

投票の前に、ぜひ一度お読みください。

開票は「カルチャーセンター」で即日開票

開票は、「カルチャーセンター」で午後九時十分から開始の予定です。

参観人の制限は行いませんが、係員の指示に従い、開票作業の妨げにならないようご協力をお願いします。

新発田市長選挙　各投票所と区域

投票区名	投票所施設	投票所所在地	投票区の区域
第 1	東町公会堂	諏訪町3	諏訪町1.2.3
第 2	健康長寿アクティブ交流センター（あおり館）	中央町4	本町1.2.3.4、中央町1.2.3.4、大手町3.4、大手町6の1番～3番、大手町6の4番の一部
第 3	新栄団地市営住宅集会所	新栄町2	新栄町1.2.3、奥山新保、富塚
第 4	生涯学習センター	中央町5	中央町5、大手町5、緑町1.3、城北町1の1番～6番、城北町2
第 5	御免町小学校	大栄町4	大栄町、上端、竹園町
第 6	第一中学校	御幸町4	御幸町1.2.3.4
第 7	市民文化会館	中央町4	大手町1.2、西園町1
第 8	西新発田高等学校	西園町3	大手町6の4番～6番、城北町1の7番～13番、城北町3、西園町3、小舟町3、小舟渡
第 9	猿橋中学校	住吉町1	西園町2、住吉町1、舟入町1.2.3、舟入
第10	中曽根公会堂	中曽根町2	中曽根町1.2.3、中曽根
第11	東豊小学校	東新町4	東新町1.2.3.4、板敷、島潟（高浜の区域）、東塚ノ目
第12	島潟生活改善センター	島潟	島潟の一部、西名柄
第13	中井保育園	小舟町2	中田町1.2.3、小舟町1.2、西名柄（下名柄の区域）、長畑、中谷内、桑ノ口、中田、道賀
第14	住吉コミュニティセンター	住吉町5	住吉町2.3.4.5、富塚町1.2.3、弓越、西宮内の一部
第15	東豊コミュニティ防災センター	豊町４	豊町
第16	青少年健全育成センター	緑町2	緑町2、新富町1.2.3
五十公野第1	五十公野コミュニティセンター	五十公野	五十公野
五十公野第2	天ノ原保育園	下内竹	上内竹、下内竹、小見、丑首、山崎、古寺、上新保、下新保
松浦第1	松浦農村環境改善センター	法正橋	大崎、六日町、八幡、八幡新田、小友、浦新田、浦、法正橋
松浦第2	松浦保育園	荒川	荒川、上中山の一部、瑞波
松浦第3	松岡公会堂	松岡	松岡
米倉第1	米倉農村環境改善センター	米倉	米倉、江口
米倉第2	大槻集落開発センター	大槻	大槻、山内の一部
米倉第3	山内公会堂	山内	山内の一部
米倉第4	中々山公会堂	中々山	中々山
赤谷第1	新発田地区公民館赤谷分館	上赤谷	上赤谷、東赤谷
赤谷第2	滝谷新田集落ふれあい交流センター	滝谷	滝谷（滝谷新田の区域）
赤谷第3	農村婦人の家	滝谷	滝谷
川東第1	川東コミュニティセンター	下羽津	大友、上羽津、下羽津、本間新田の一部、南楯、東姫田、西姫田、石喜、下高関
川東第2	宮古木コミュニティセンター	宮古木	宮古木、大友（車野の区域）、下羽津（車野の区域）
川東第3	新発田竹俣特別支援学校	下楠川	虎丸、上三光、下三光、上楠川、下楠川、本間新田の一部
川東第4	板山地域利用改善センター	板山	板山、宮古木（上車野の区域）、小戸（上車野の区域）
川東第5	田貝集落ふれあいセンター	田貝	田貝
川東第6	下岡田公会堂	岡田	敦賀、岡田、金谷
川東第7	小戸公民館	小戸	小戸

投票区名	投票所施設	投票所所在地	投票区の区域
菅谷第1	下中山公会堂	下中山	上荒沢、溝足、下中山、横山、丸市、熊出
菅谷第2	菅谷コミュニティセンター	菅谷	下寺内、上寺内、小出、繁山の一部、菅谷
菅谷第3	下石川公会堂	下石川	滝、下石川、上石川、中川、繁山の一部
菅谷第4	〆切ふれあい交流センター	蔵光	蔵光、上中江、下中江、北中江、中倉、麓、東宮内、中妻、黒岩の一部、早道場（〆切の区域）
加治第1	上館公会堂	上館	上館、新屋敷、新保小路、下中の一部、下今泉、金津、茗荷谷、館野小路の一部、黒岩の一部
加治第2	三日市早道場集落開発センター	三日市	早道場、三日市、上小松、下小松、島潟の一部
佐々木第1	佐々木公会堂	佐々木	佐々木、曽根の一部、上中沢の一部
佐々木第2	佐々木コミュニティセンター	則清	上中沢の一部、日渡、則清、則清新田、飯島、下興野、太田新田、飯島新田、曽根の一部
佐々木第3	西蓑口公会堂	西蓑口	西宮内の一部、北蓑口、西蓑口
佐々木第4	鳥穴・砂山公会堂	鳥穴	鳥穴、砂山
豊浦第1	豊浦支所	乙次	池ノ端、横堀、大伝本村、大伝新道、下中ノ目、乙次、下飯塚、吉浦
豊浦第2	加治万代ふれあいセンター	加治万代	大沢、竹俣万代、加治万代、万代
豊浦第3	旧荒橋小学校	荒町	蛇塚、上荒町、下荒町、太斉、久保、佐々川、小坂、赤橋
豊浦第4	切梅公民館	切梅	切梅、二ツ堂、竹ケ花
豊浦第5	旧天王小学校	天王	天王、三ツ樹
豊浦第6	中ノ目新田ふれあいセンター	中ノ目新田	中ノ目新田、福島、乗廻
豊浦第7	戸板沢公民館	戸板沢	戸板沢、動木橋
豊浦第8	上本田公民館	本田	興野、上本田、下本田、八万、岡屋敷
豊浦第9	中之通集落センター	本田	中之通
豊浦第10	温泉公民館	月岡温泉	月岡、月岡温泉、本田の一部、上中山の一部
豊浦第11	滝沢ふれあいセンター	滝沢	滝沢
紫雲寺第1	健康プラザしうんじ	真野原外	長島の一部、小川の一部、長者館、中野、真野原外の一部、稲荷岡の一部、関井、真野代の一部
紫雲寺第2	上真中ふれあいセンター	真中	下中沢、真野原外の一部、真中、稲荷岡の一部、富島、福岡、古田、真野原の一部
紫雲寺第3	大島第二公会堂	大中島	住吉、中島、南成田、高島、片桐、大中島、稲荷岡の一部、湖南の一部
紫雲寺第4	米子保育園	真野原	真野原の一部、真野原外の一部、宮吉、米子、長島の一部、小川の一部、元郷、真野代の一部、人橋、二ツ山
紫雲寺第5	藤塚浜保育園	藤塚浜	藤塚浜
加治川第1	住田営農研修センター	住田	下山田、住田、箱岩、平山、横岡、西浦、下西山
加治川第2	上今泉構造改善センター	上今泉	館野小路の一部、下中の一部、上今泉の一部、関妻
加治川第3	加治川小学校	上今泉	川口、稲荷、野中、吉田、塚田、下城、古楯、小島、湖南の一部、上今泉の一部
加治川第4	加治川地区公民館中川分館	押廻	向中条、高田、押廻、川尻、古川、二本木、釜杭、高山寺、草荷
加治川第5	加治川コミュニティセンター	下小中山	境、寺尾、金山、貝塚の一部、下小中山の一部、下坂町の一部、貝屋、小国谷、金沢
加治川第6	相馬営農研修センター	相馬	相馬、中俵
加治川第7	大峰保育園	下小中山	金塚、岡島、戸野港、大野、貝塚の一部、下小中山の一部、下坂町の一部

計	68投票所（新発田45投票所、豊浦11投票所、紫雲寺５投票所、加治川７投票所）

※令和８年５月31日執行の新潟県知事選挙と「投票所」及び「投票の区域」等は変更ありません。